

2022年5月2日

株式会社ナガホリ
代理人弁護士 太田 洋 先生
同 佐々木 秀 先生
同 石崎 泰 哲 先生
同 山本 晃 久 先生
同 瀬川 堅 心 先生

リ・ジェネレーション株式会社
代表取締役 尾端友成

電話 03-6809-5650
FAX 03-6721-0698

回答書（2）

前略

当社は、貴社の2022年4月21日付「質問状」（以下、単に「再質問状」といいます。）及び同月25日付「質問状（3）」（以下、単に「質問状（3）」といいます。）に対して、以下のとおり回答いたします。

なお、都合により、一部の質問につき、回答を差し控えさせていただいておりますことをご了承ください。

記

第1 再質問状の質問事項について

当社は、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）なる人物を知りませんし、大場氏が当社の経営に直接ないし間接的に関与している事実も一切ございません。

無論、当社において、反社会的勢力との関連性は一切ございません。

第2 質問状（3）について

1 質問事項1について

貴社作成の2022年4月15日付「質問状」（以下、単に「質問状」といいます。）に対する、当社作成の2022年4月22日付「回答書」（以下、単に「回答書」といいます。）の1項で回答差し上げたとおり、当社の本店所在地及び役員の変更登記手続が完了し、当社の正確な情報が反映された登記簿謄本に基づいて、EDINETコード取得の手続を行おうとした結果、大量保有報告書の提出日が4月14日となったものです。

2 質問事項2について

貴職らは、質問状（3）において、上記「1」の登記申請期限が令和4年3月27日であった旨ご指摘されております。その点、同日は、日曜日でありましたので、民法及び行政機関の休日に関する法律に照らせば、その翌日である同月28日が登記の申請期限ということにはならないでしょうか。

法律のプロである貴職らに対し、かような基本的事項の確認を求めること自体、大変恐縮ではありますが、不正確な情報を前提として、回答を差し上げることの方がより憚られますため、念のため確認させていただいた次第です。

また、お恥ずかしながら、当社は、土日祝日に変更登記申請を行う方法の存在を把握できておりませんでした。その点、土日祝日に変更登記申請の手続を行う方法がございましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。

3 質問事項3について

当社現代表の尾端友成（以下「尾端」といいます。）が取締役に就任したのは、商業登記記載のとおり、2022年3月12日であります。そのため、それ以前の期間に係る貸借対照表公告の義務違反については、当社（尾端）において、把握できておりませんでした。

なお、念のための確認となり大変恐縮ですが、かような質問を当社になされていることからすれば、大前提として、貴社におかれては、これまで他の大株主（長堀クリエイト株式会社など）に対しても、一律、費用をかけて弁護士等の専門家に依頼し、登記申請期限の遵守及び貸借対照表公告義務の履践などあらゆる法令違反の有無について確認を求め、法令違反行為が一切存在しないことをご確認する方針を採られている、との理解でお間違いないでしょうか。ご回答いただけますと幸いです。

4 回答書に対する更問について

(1) 質問(5)の関連

現時点で具体的な方針は何も決まっていない、という趣旨の回答になります。

(2) 質問(6)の関連

念のための確認となり恐縮ですが、貴社としては、事前に面談の目的及び重要提案行為の概要を書面でお示ししなければ、当社との面談には応じていただけないとのご趣旨のご質問でしょうか。

これまで貴社から頂戴した数々の詳細なご質問の内容からすれば、貴社の筆頭株主となった当社の考えを十分にご理解いただく絶好の機会の場合として、むしろ、貴社の方が当社との早期の面談を望まれているものと認識しておりました。

当社は、貴社の筆頭株主として、貴社の企業価値・株式価値の向上を真剣に考えております。そのため、まずは貴社経営陣の方々における貴社の現状把握と今後の方針などを面談にて伺いしたいと考えております。

僭越ながら、当社は、貴社の業績が（新型コロナ感染症の流行以前から）長らく低迷していること、年々、純資産額及び一株当たり純資産額が漸次的に減少の一途を辿っていること等、それらの結果、貴社の株価純資産倍率は1倍を大きく下回る水準にあるなど、貴社の企業価値・株式価値は市場から著しく低廉な評価を受けることが常態化してしまっていること、そして、その状況を貴社経営陣が甘受してしまっているものと認識しております。したがって、当社といたしましては、貴社の筆頭株主として、貴社の潜在的価値を引き出し、市場から正当な評価を受けられるべく、そのために必要となるアクションを幅広く検討しているところでございます。

そういった対話を踏まえまして、回答書でも申し上げましたとおり、重要提案行為の概要についてもお話しさせていただきたいと考えております。

(3) 質問(8)の関連

既に、回答書にて説明差し上げたとおり、当社と布山高士氏（以下「布山氏」といいます。）において、意を通じて、実質的に共同して当社株式の買付けを行っている

という事実はございませんので、回答の要が認められないご質問であると思料しますが、念のために申し上げておきますと、当社と布山氏との間には、直接・間接を問わず、資本関係・取引関係の類は一切ございません。

なお、貴社は、質問状及び質問状(3)に係る各リリースにおいて、当社及び布山氏が実質的に共同して貴社株式を取得した可能性が否定できないと述べ、さらに、2022年4月22日付「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付け行為等への対応方針について」と題するリリースにおいては、さらに「3名の個人」を含め「本件連動取得者」などと一括りに称し、同様に、実質的に共同して貴社株式を取得した可能性が否定できないと述べられています。

しかしながら、既に回答書で説明差し上げたとおり、当社は、当社独自の判断に基づいて貴社株式の買付けを実行したものであり、貴社株式の買付けに際し、第三者との間で意思連絡を行った事実はございません。したがって、上記記載は、貴社の憶測に基づく全くの事実無根であり、当社が意図的に金融商品取引法違反を犯しているかのような印象操作を行うことを意図したものとわがざるを得ません。言うまでもなく、第三者に対し、法令違反の指摘を行うことは、その名誉・信用を毀損し得る行為であり、極めて慎重に行われるべきものであるところ、万が一、十分な根拠もないまま、かような指摘を公然と行ったということであれば、極めて悪辣な行為であると言わざるを得ません。その点、貴社は、各リリースにおいて、「現在調査中」、「引き続き調査中」などと述べておりますが、このことは、貴社において十分な根拠もないまま、当社の印象操作を企図してそのような開示を行ったことを自認しているというほかありません。

しかも、それに留まらず、貴社は、再質問状の中で、恰も当社と反社会的勢力との間に繋がりがあるかの如く一般株主らを誤導するような記載までも躊躇なく展開しており、これら開示内容については、到底看過することができません。

当社としては、上記記載を含む各公表を速やかに止めるよう、厳重に抗議します(当社は、速やかな公表の停止がなされない場合には、名誉棄損に基づく損害賠償請求等訴訟といった法的措置を執ります)。仮に、このような誤った憶測情報が株主の皆様へ提供されたまま、株主提案議案に反対する議決権行使及びこれに対峙する会社提案議案に賛成する議決権行使(の委任)がなされたとしても、そのようにしてなされた株主総会における決議は、著しく不公正な方法によるものといわざるを得ないことを申し述べておきます。

5 その他貴社に対する要望事項

前述のとおり、貴社の業績は、(新型コロナウイルス感染症の流行以前から)長らく低迷し、年々、純資産額及び一株当たり純資産額が漸次的に減少の一途を辿っており、その結果、貴社の株価純資産倍率は1倍を大きく下回る水準にあり、貴社の企業価値・株式価値は市場から著しく低廉な評価を受けることが常態化しております。

当社は貴社の筆頭株主として、貴社のおかれている現状及びその業績不振に至った経営責任等につき、貴社経営陣がどのように捉えているのか、そして、かような状況にありながら、貴社経営陣が経営方針につき(これまでの期間に)どのように検討・議論を重ねてきたのか、具体的な中期経営計画ないし経営改善計画等を策定・公表してこなかった理由、等々につきお尋ねしたいと考えております。

それに加えて、貴社は、当社による貴社株式の買付け行為を踏まえ、貴職らを含む外部専門家へその対応につき委嘱するための契約を締結しているものと思料します。

そこで、当社は、これにより、貴社において、当期（2023年3月期）に多額の特別損失の計上が見込まれるのではないかと危惧しているところです（貴職ら事務所に委嘱された株式会社東京機械製作所のケースでは、アジア開発キャピタル株式会社等との係争及び関連する株主対応等の費用として、訴訟関連費用 113 百万円、アドバイザー費用 264 百万円が株式会社東京機械製作所の 2022 年 3 月期において特別損失として計上される旨がリリースされているところです）。当該費用（特別損失）は、他でもない、一般株主を含む貴社株主が広く負担することとなるものであるため、当社としては、各委嘱契約の諸条件についても、広く開示されるべきであると考えております。

もとより、当社がお尋ねするか否かにかかわらず、貴社のここ数年の経営成績の推移に鑑みますと、上記各委嘱契約の条件次第では、質問状（3）において貴社がご説明されている 5 月に控えた決算発表において開示すべき開示後発事象に該当する可能性も十分あり得るものと思料します。

釈迦に説法とは存じますが、歴史ある上場会社として、然るべき時期に適切かつ十分な開示がなされることを、貴社の筆頭株主として、切に願っております。

草 々